

【 太田メディカルクリニック 】

基本診療料

- 夜間・早朝等加算（初診料）
- 電子的医療情報連携体制整備加算 3
- 夜間・早朝等加算（再診料）
- 時間外対応加算 3
- 電子的医療情報連携体制整備加算
- 短期滞在手術等基本料 1

特掲診療料

- 喘息治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 3
- がん治療連携指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 一般名処方加算
- 外来化学療法加算 2
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 人工腎臓 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 慢性維持透析濾過加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ） 1

酸素の購入単価

- LGC（可搬式超低温液化ガス容器） 0.22 円

○ 小型ポンベ

2.34 円

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供推進の観点から、領収書の発行の際に「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」（以下、「明細書」という）を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や、検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担について

当院では、一部の物品等について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為やそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての実費徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での実費徴収は、一切認められていません。

[保険外費用等金額一覧](#)

[書類交付等手数料一覧](#)

後発医薬品の使用について（一般名処方加算）

当院は、一般名処方加算の届け出を行っている保険医療機関です。後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っております。後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋発行）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。また、一般名処方とすることで、保険薬局で「先発医薬品」と「後発医薬品」のどちらで調剤するかを選んでいただくことができます。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの利用について

（電子的医療情報連携体制整備加算）

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認や、受診歴、薬剤情報、特定健診情報などの診療情報を取得・活用し診療を行える体制を有しています。また電子処方箋が発行できる体制も有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

間歇スキャン式持続血糖測定器の選定療養費

当院には、糖尿病治療の一環として、「間歇スキャン式持続血糖測定器（リブレ 2）」の取り扱いがございます。ご検討される患者様は医師又はスタッフまでお声掛けください。

医療機器名：

Free Style リブレ 2 センサー 7,000 円

下肢末梢動脈疾患に係る診療について

（下肢末梢動脈疾患指導管理加算）

当院は、下肢末梢動脈疾患に関して専門的な治療体制を有する医療機関です。下肢動脈の血流障害をきたした患者さんを把握し、異変が認められた際には早急に介入し、適切な治療を行っています。

先発医薬品を希望した場合の特別の料金（長期収載品の選定療養費）について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定で、「長期収載品」といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、一定の条件をみたした長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を特別の料金（選定療養費）として、すべての医療機関で患者様が自己負担することが決定されました。

- 「長期収載品の選定療養」の対象薬剤は後発医薬品が上市されてから 5 年経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%を超える長期収載品となります。
- 選定療養費は保険の対象ではない為、消費税がかかります。
- 対象は外来患者様で、入院中の患者様は対象外となります。
- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の 4 分の 1

を薬剤料に変換した上で算定します。

- 内服薬、外用薬、注射剤等が対象となります。
- 自己負担の発生しない公費負担の患者様も、選定療養費の対象となります。
- 選定療養費の対象外の場合：
処方を行った医師が医療上の必要性があると判断した場合
在庫確保等により、後発医薬品の提供が困難な場合 など

※対象医薬品リストなど詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

<リンク> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html